

(卒業の認定方針の策定)

卒業認定について、学則及び規程を定め、学生便覧として学生に配布・周知している。
以下、関連する学則および規程の一部を抜粋し記載する。

北海道立江差高等看護学院学則より抜粋

(卒業等)

第20条 学院長は、第3条第2項に規定する修業年限以上在学し、かつ、別表に掲げる教育課程の単位を修得した者について、卒業の認定を行う。

北海道立江差高等看護学院 単位の認定、卒業等の取扱いに関する規程より抜粋

(単位の授与)

第7条 学則第19条の規定により単位の認定に当たり、「単位認定会議」を置く。

2 前項の単位認定会議の構成員は、学院長、副学院長、教務主幹、事務長、教務主査、講師とし、必要に応じ当該授業科目の担当講師を加えることができる。

3 履修した授業科目の評価が60点以上の者について単位の授与を行う。

4 前項の規程により、単位を授与されなかった者については、当該授業科目について再履修できる。

5 前項の規程により再履修しようとする者は、別記第5号様式により学院長に再履修を願出しなければならない。

(卒業の認定)

第8条 学則第20条の規定により卒業の認定に当たり「卒業認定会議」を置く。

2 前項の卒業認定会議の構成員は、学院長、副学院長、教務主幹、事務長、教務主査、講師とし、必要に応じ当該授業科目の担当講師を加えることができる。